

協議 5

公共ライドシェア（自家用有償旅客運送事業）について

1 概要

学生により設立された一般社団法人より、公共ライドシェアを導入したいと申出があり、本市としても交通空白を補完する交通体系であると考えことから協議するものです。

なお、本市ではこれまで公共ライドシェアの実績はありません。

2 公共ライドシェアとは

- ・道路運送法第78条第2号の制度に基づき、バス・タクシー事業が成り立たない場合であって、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置をとった上で、市町村やNPO法人、一般社団法人等適切な管理体制を構築できる組織が自家用車（白ナンバー等）を用いて提供する運送サービス。
- ・旅客から収受する対価は実費の範囲内とし、当該地域に適用されるタクシー運賃の約8割を上限とする。
- ・運送種類は交通空白地有償運送と福祉有償運送の二種類が定められているが、今回は交通空白地有償運送として実施。

交通空白地有償運送とは：交通空白地において、当該地域の住民、観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送を行うもの

- ・公共ライドシェアの実施については、地域における関係者との協議（地域公共交通会議等）を経て、道路運送法に基づき運輸局へ登録し、運行するもの。
- ・ドライバーは二種免許不要であるが、大臣認定講習の受講が必要とする。

3 運行内容（案）

別紙のとおり

※運行内容（案）については、一般社団法人が独自に検討している運行内容が含まれており、継続審議となったことから公表しません。